

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）の負傷は、通勤途上の災害として、不支給とした原処分を取り消した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は事業場での勤務を終え帰宅の途中、○ショッピングセンターに立ち寄り、日用品の購入を行った後、帰宅するため自宅に向かって○ショッピングセンターの駐車場内を原動機付自転車で走行していたところ、第三者の運転する普通乗用自動車と衝突し転倒した。救急車で病院に搬送されたところ「右側橈骨遠位端骨折、下顎挫創等」と診断された。

請求人は本件事故は通勤によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養給付の請求をしたところ、監督署長は、通勤によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

○ショッピングセンター内を通過する経路をとって通勤することもしばしばあり、本件事故は、日用品の購入後、合理的な経路に戻った後に発生したもので通勤行為の中断中ではない。よって、監督署長の不支給決定処分を取り消してもらいたい。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

(1) 請求人によれば、通常の通勤経路は、ショッピングセンターの南側を迂回する経路であり、公道のみを通行するものである。また、当署での調査時には、ショッピングセンターの敷地内を通過する通勤経路については特に述べていなかった。

(2) 請求人は、勤務終了後にショッピングセンターで日用品を購入し、通常の合理的経路に復する前に被災したものであって、通勤災害には該当しない。

(3) ショッピングセンター内を通過する経路が合理的経路の1つとして認められた場合であっても、請求人はショッピングセンターで日用品を購入していることから、滞留中は通勤の中断中に該当し、通常の通勤経路である公道に復するまでの間は通勤とは認められない。また、経路の逸脱、移動の中断として取り扱わないこととされている「ささいな行為」にも該当しない。

4 審査官の判断

(1) 本件災害についての検討

ア ショッピングセンターの敷地については、地域住民等による通り抜けを制限しておらず、地域住民等が日常的に通行しており、道路に準じた実態があると認められることから、私有地の通り抜けの是非という倫理的な問題は格別、通勤経路としての合理性は否定されないと判断する。

イ 本件災害は、日用品の購入後、合理的経路と認められるショッピングセンター敷地内の

中央通路に復した後に事故が発生したものであり、「経路の逸脱」中ではなかったものと認められる。

ウ 購入した品目、所要時間等から、「日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のもの」に該当すると判断する。

(2) 結論

以上から、本件災害は通勤遂行性および通勤起因性が認められることから、本件は通勤災害に該当すると判断する。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養給付を支給しないとした旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。